

年末調整のしかた

令和2年分

給与所得控除に関する改正

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10\text{万円}$	$(A) \times 40\%$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$	$(A) \times 30\% + 18\text{万円}$
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$	$(A) \times 20\% + 54\text{万円}$
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$	$(A) \times 10\% + 120\text{万円}$
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		

基礎控除の改正

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

基礎控除額の計算の順序

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		(裏面「4(1)」を参照) 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4(2)」を参照) 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

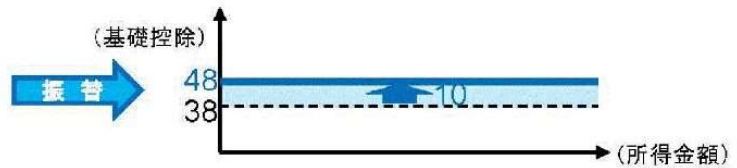
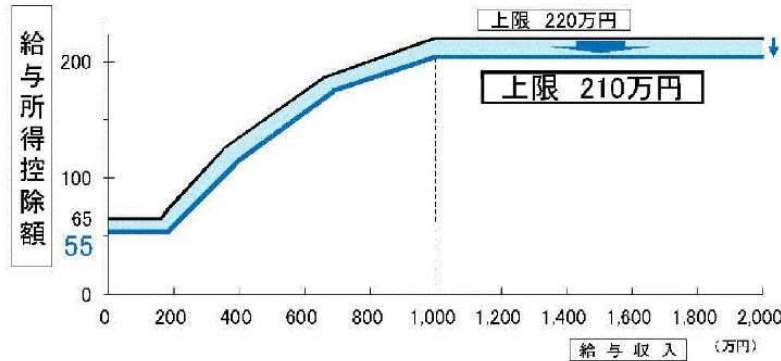
○ 控除額の計算

判	<input type="checkbox"/> 900万円以下	(A)	48万円	区分 I ↓ (左のA~Cを記載)
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下	(B)		
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下	(C)		
定	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下		32万円	基礎控除の額 円
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下		16万円	
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下			

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

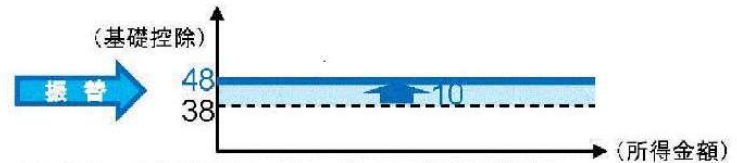
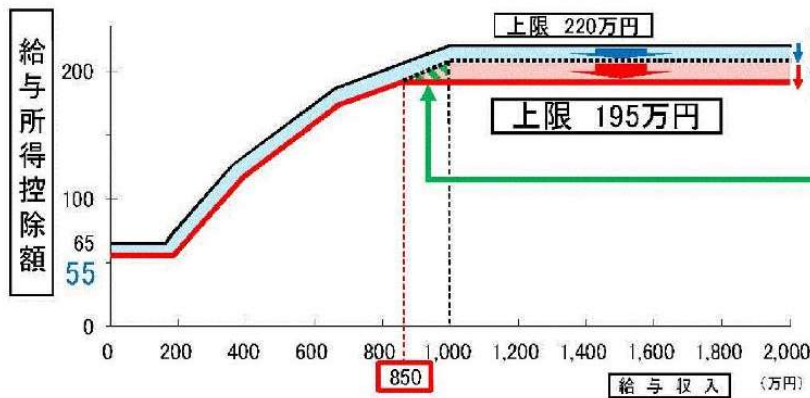
子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

子育て世帯等 ⇒ 負担増減なし



※ 個人住民税については、
33万円から43万円に引上げ。
以下同じ。

子育て世帯等以外 ⇒ 850万円超から徐々に負担増



※ 850～1,000万円の者は、徐々に控除額が減少

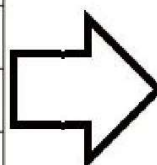
給与	850万円	900万円	950万円	1,000万円
控除減	なし	▲5万円	▲10万円	▲15万円
負担増	なし	+1.5万円	+3.0万円	+4.5万円
給与	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
控除減	▲15万円	▲15万円	▲15万円	▲15万円
負担増	+6.5万円	+6.5万円	+7.5万円 (+31.0万円)	+8.3万円 (+34.2万円)

(注) カッコ内は、基礎控除の逡減・消失を加味した場合の負担増

源泉徴収簿の変更点

令和元年分 源泉徴収簿（抜粋）

年 末	給与所得控除後の給与等の金額		⑨
	社会保 険料等 控除額	給与等からの控除分(②+⑤)	⑩
		申告による社会保険料の控除分	⑪
		申告による小規模企業 共済等掛金の控除分	⑫
	生命保険料の控除額		⑬
	地震保険料の控除額		⑭
	配偶者（特別）控除額		⑮
	扶養控除額、基礎控除額及び 障害者等の控除額の合計額		⑯
	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰
	差引課税給与所得金額(⑨-⑰) 及び算出所得税額		⑱ (1,000円未満切捨て)



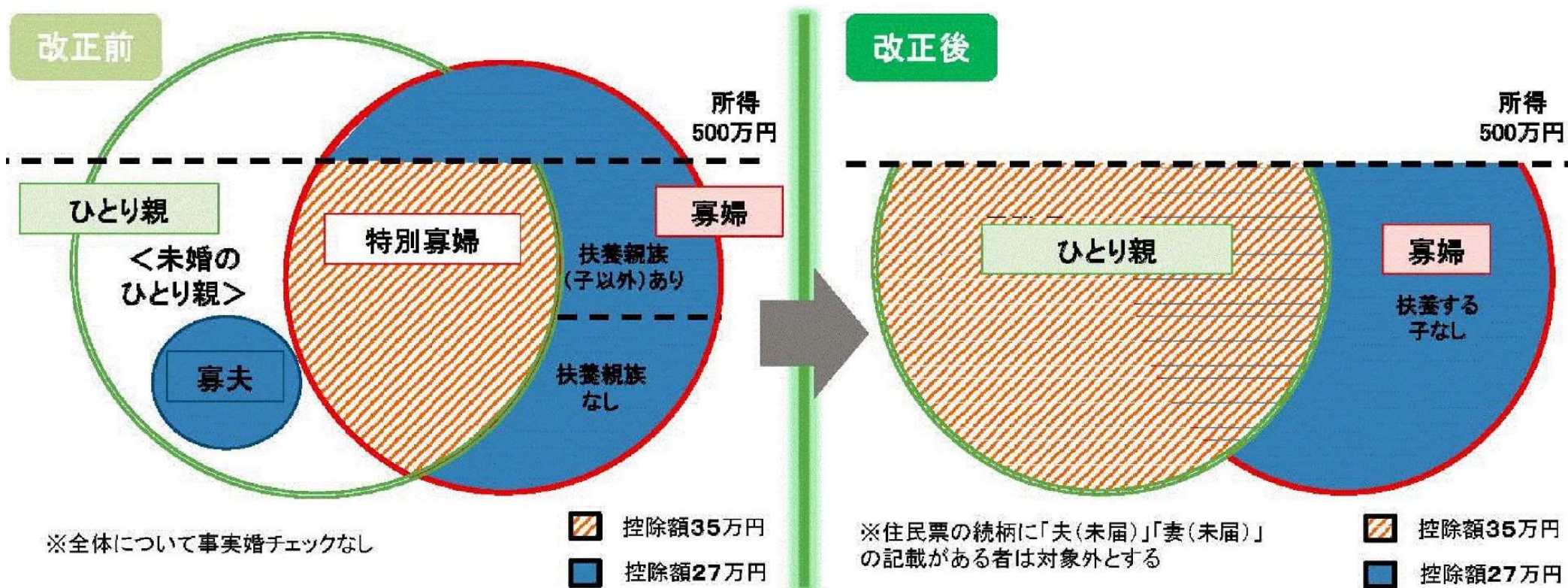
令和2年分 源泉徴収簿（抜粋）

年 末 調	所得金額調整控除額(※) ((⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)		⑩ (円未満切上げ、最高150,000円)
	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)		⑪
	社会保 険料等 控除額	給与等からの控除分(②+⑤)	⑫
		申告による社会保険料の控除分	⑬
		申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭
	生命保険料の控除額		⑮
	地震保険料の控除額		⑯
	配偶者（特別）控除額		⑰
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑱
	基礎控除額		⑲
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)		⑳	
差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額		㉑ (1,000円未満切捨て)	

各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正



改正前

〔表中の数字は所得控除の額(万円)〕

改正後

寡婦(寡夫)控除

本人が女性

配偶関係		死別		離別		
合計所得		~500万	500万~	~500万	500万~	
扶養親族	有	子	35	27	35	27
		子以外	27	27	27	27
	無	27	—	—	—	

本人が男性

配偶関係		死別		離別		
合計所得		~500万	500万~	~500万	500万~	
扶養親族	有	子	27	—	27	—
		子以外	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	

※合計所得金額500万円=年収678万円

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
合計所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万円	
扶養親族	有	子	35	—	35	—	35
		子以外	27	—	27	—	—
	無	27	—	—	—	—	

寡婦控除

ひとり親控除

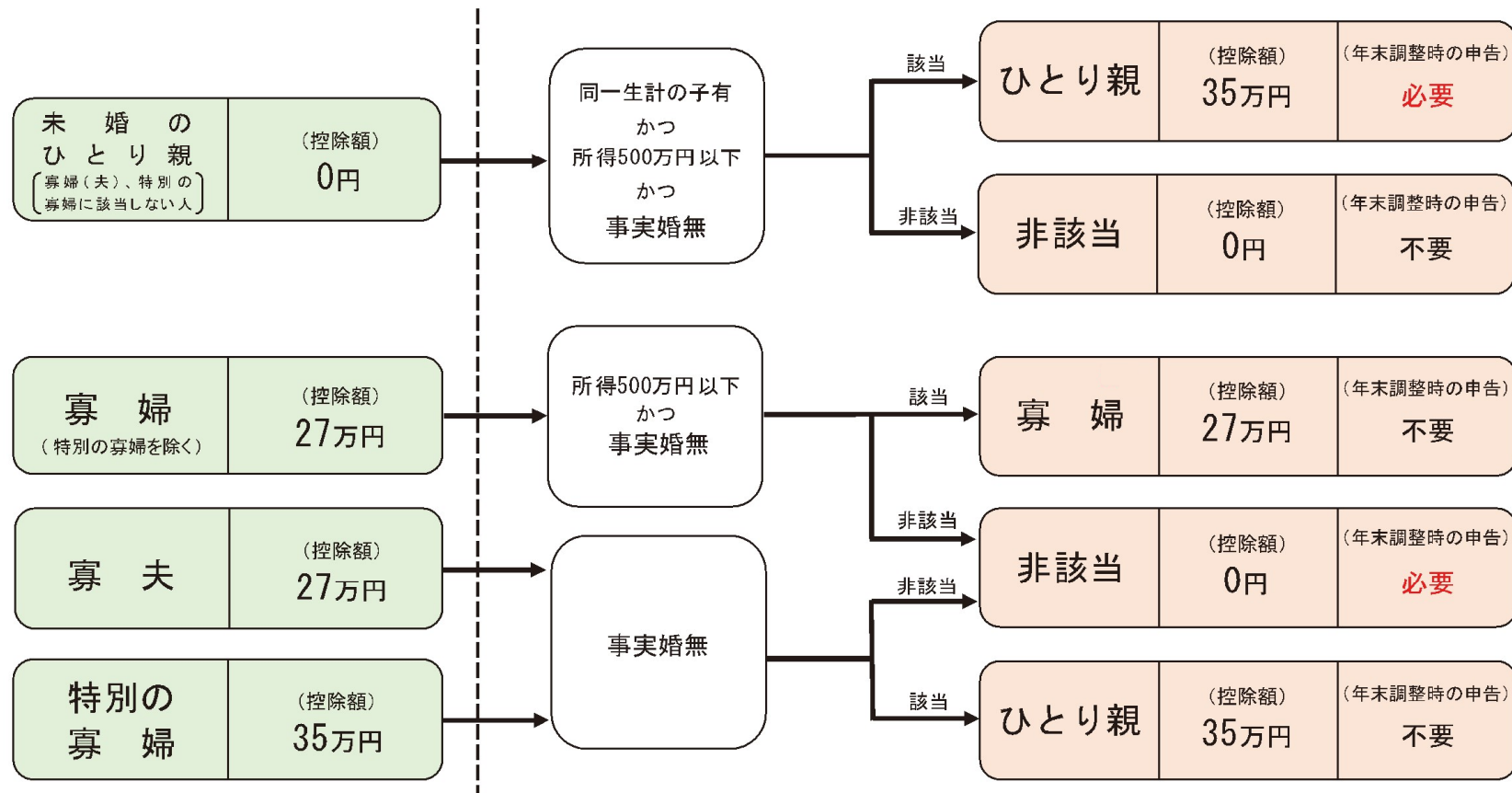
配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
合計所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万円	
扶養親族	有	子	35	—	35	—	35
		子以外	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	—	

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

改正前後の控除に係る適用判定のフロー図

〔改正前〕

〔改正後〕



ひとり親控除:令和2年年末調整の際の申告

(令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書)

(月々の源泉徴収時) 当初申告

(年末調整時) 異動申告

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	L 障害者	区分 \ 該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦
		一般の障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 特別の寡婦
		特別障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 寡夫
		同居特別障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 勤労学生
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。						



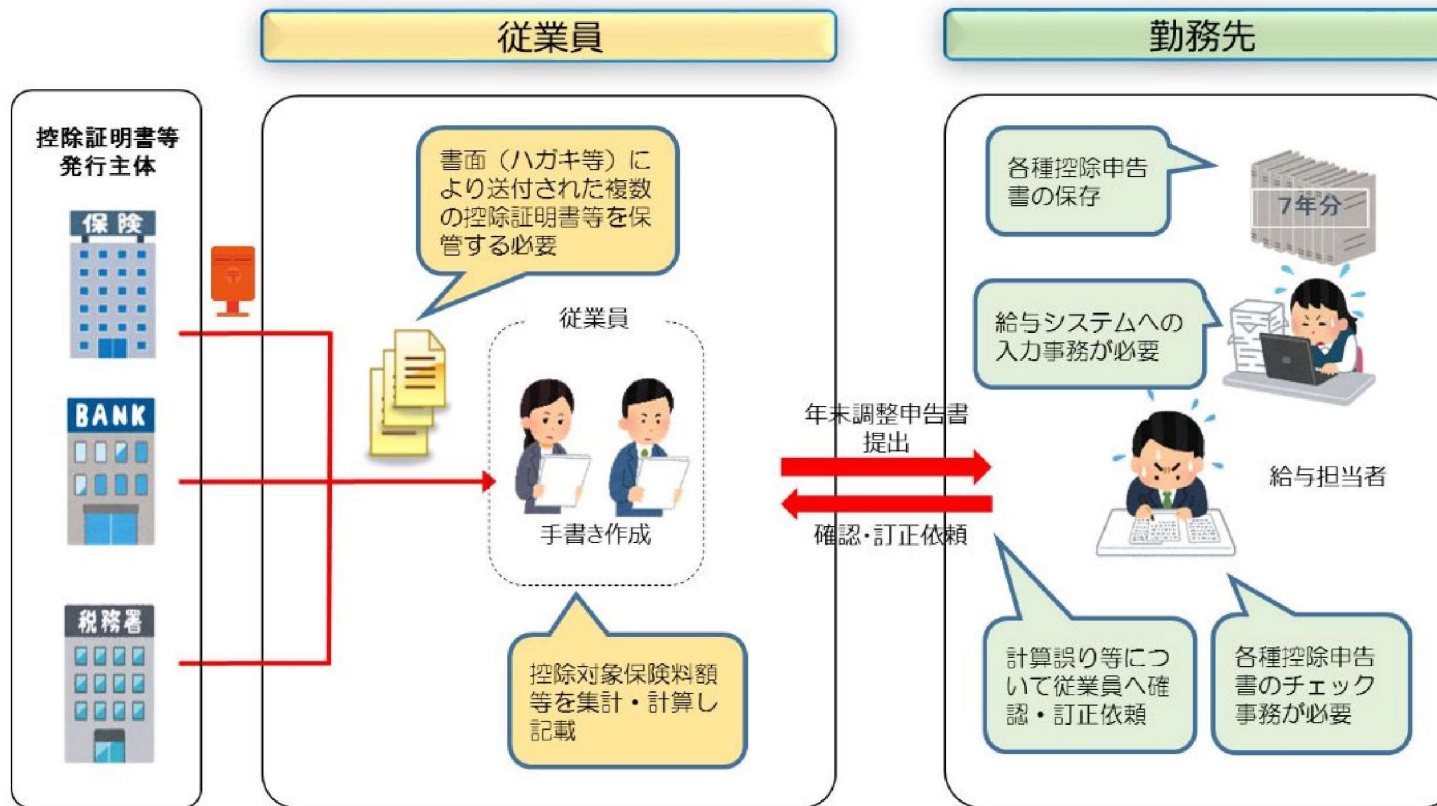
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	□ 障害者	区分 \ 該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦
		一般の障害者			(人)	<input checked="" type="checkbox"/> 特別の寡婦 ひとり親
		特別障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 寡夫
		同居特別障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 勤労学生
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。						

ひとり親に該当する場合の源泉徴収簿記載例

扶養控除等の申告	申告の有無	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族		障害者等 〔該当するものを○で 囲んでください。〕	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無
		当初	当初	当初	同居老親等	その他			
有・無	有・無	人	人	人	人	人	人	人	人
	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	人	有・無
	有・無	人	人	人	人	人	人	人	有・無
有・無	有・無	人	人	人	人	人	人	人	人
	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	人	有・無
	有・無	人	人	人	人	人	人	人	有・無

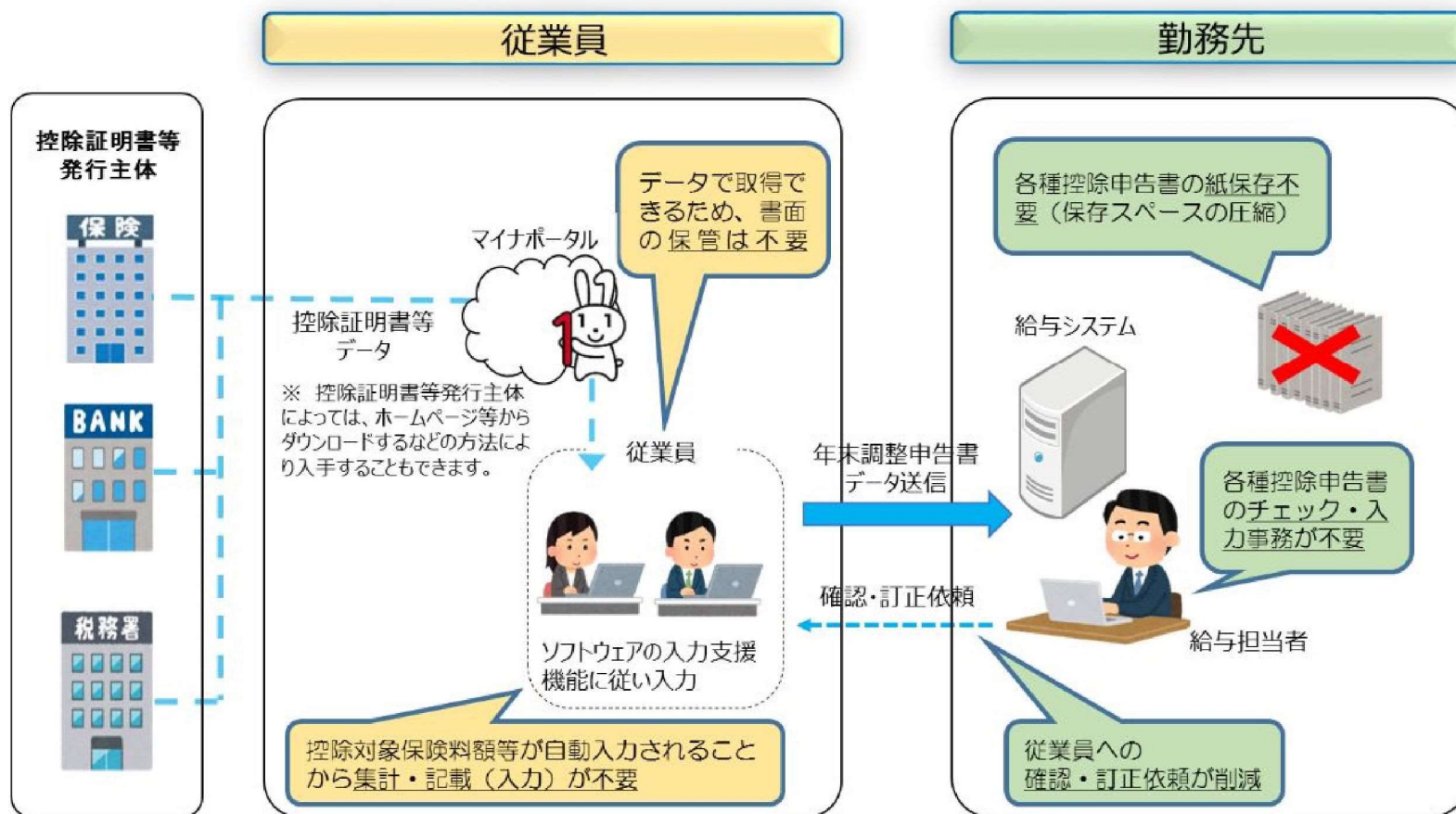
年末調整手続の電子化の概要①

これまで（電子化前）



年末調整手続の電子化の概要②

令和2年10月以降（電子化後）



年末調整手続の電子化のメリット(給与支払者)

	書面での年末調整の悩み	電子化した場合
配布 布紙	従業員に控除申告書の用紙を配付しなければならない。 遠隔地にいる従業員には郵送などが必要。	従業員に年調ソフトを取得し、データで提供するように指示します。
控除 申告書 の 作成	従業員からの記載方法に係る問合せ対応に忙殺される。	年調ソフトの入力支援機能に従い控除申告書を作成することにより、従業員からの問合せ等が減少することが見込まれます。
	保険料控除証明書などの添付書類について、正しく転記されているか確認しなければならない。	控除証明書等データをインポートすることにより自動入力、控除額の自動計算ができます。 なお、マイナポータル連携を利用することにより複数の控除証明書等データの一括取得ができます。
提出	記載された控除額について計算誤りがないか検算しなければならない。	従業員が控除証明書等データをインポートすることにより自動入力されているので、確認が不要です。
検算 チェック	検算を終えた控除額について、一人分ずつ給与システムに入力しなければならない。	従業員に控除申告書をデータで提供させ、給与システム等にインポートします。
保管	提出された控除申告書は7年間保存する必要があり、保管コストが発生する。	データで提供されるため、保管コストが削減できます。

年末調整手続の電子化のメリット(従業員)

手書きだと・・・

控除額の計算が大変・・・

どこに何を書いたらいいんだっけ・・・？
年一回だから忘れちゃうよ

生命保険料控除証明書 (一般用)

証明年度	令和〇年
適用制度	旧制度
ご契約者	国税 太郎
保険期間	終身
証明額	XXXXXX円

保険料控除申告書

保険会社名	保険種別	保険料の支払額	控除額	控除率	控除額	控除率
生命保険会社	生命保険	10000円	10000円	100%	10000円	100%
医療保険会社	医療保険	5000円	5000円	100%	5000円	100%
介護保険会社	介護保険	3000円	3000円	100%	3000円	100%
年金保険会社	年金保険	2000円	2000円	100%	2000円	100%
合計		20000円	20000円		20000円	

令和〇年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

令和〇年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

令和〇年分 給与所得者の保険料控除申告書

何度も名前や住所を書かないといけないのは大変だな・・・
全部の書類に押印しないといけないし。

電子化すると

生命保険料控除証明書 (データ)

年調ソフトにインポート

自動入力されてる!

控除額が自動計算!

共通項目の入力は一度でいいんだ!

電子提出なら押印も不要!

※画面は開発中のものです。

令和2年分 保険料控除申告書 国税 太郎

生命保険料控除 (一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料)

入力区分	一般の生命保険料
保険の区分	生命保険
保険会社名	生命保険株式会社
保険種別	終身
契約者氏名	国税 太郎
保険料の支払額	10000円
控除額	10000円
控除率	100%
あなたが令和2年分に支払った保険料等の金額	10000円

生命保険料控除額 30,000円

※画面は開発中のものです。

令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

令和2年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書

あなたの情報を確認してください。

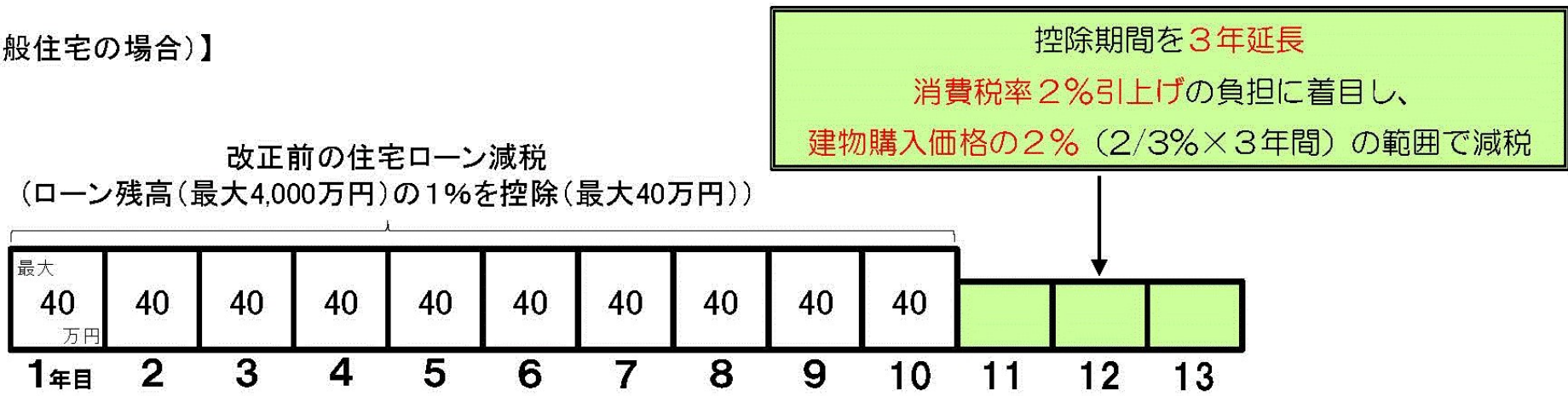
あなたの情報

氏名	国税 太郎
フリガナ	コクセイ タロウ
生年月日	1975/1/1
住所または居所	〒176-0006 東京都練馬区 栄町2-3-7
世帯主の氏名	国税 太郎
世帯主のあなたとの続柄	本人
令和2年分の所得の見積額	600000円
給与収入	600000円

※画面は開発中のものです。

住宅借入金特別控除額の拡充

【拡充のイメージ(一般住宅の場合)】



(注)認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)。



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト(WEB版)用の事前準備セットアップを行ってください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出(送信)が必要です。e-Taxソフト(WEB版)を利用して開始届出書の提出(送信)を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト(WEB版)の操作方法については、e-Taxホームページ(e-Taxソフト(WEB版)ご利用ガイド)をご覧ください。



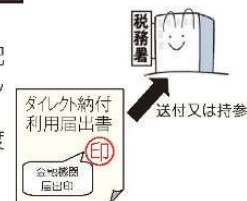
3 税務署又は金融機関等に対し電子納税やクレジットカード納付のための手続を行います。

① ダイレクト納付を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書(116ページを切り離して、ご利用ください。なお、記載要領については115ページを参照してください。)を所轄の税務署へ書面で提出します。

ダイレクト納付利用届出書を提出いただいたから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。



② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングなどの契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ページ)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください。利用可能なクレジットカードにつきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

☆☆ 電子納税やクレジットカード納付のしかた(源泉所得税)☆☆

給与所得・退職所得等の
所得税額計算書

32299 令和 3 納付 税務署 税務番号 110 整理番号

区分	支払月	支払日	支払額	控除額	納付額
給与所得 (01)	令和 3	1 25 ~ 6 25	12	3,240,000	83,400
退職所得 (02)	~	~			
公益労務等の 賞金 (06)	~	~			
退職手当等 (07)	~	~			
税理士等の 報酬 (08)	~	~			
役員賞与 (09)	~	~			
以上の支払 標準支払日					
源泉徴収による 不足税額 (04)					
源泉徴収による 超過税額 (05)					
本 税					83,400
延滞税					
合計額					83,400

納期等の区分
令和 3 1
令和 3 6

住所 (電話番号 03 - 1234 - 5376)
〒100-0001 東京都千代田区丸の内3-XX-X
氏名 株式会社国税商事 (様(部))

納付方法
1 送付不要 2 送付希望

受信通知(納付区分番号通知)

送信されたデータをお読みください。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※納付手続の要領にご注意ください。
選択された納付手続が完了しないまま、本画面または別ウインドウ(外部サイト)において、別途、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

利用者識別番号	1234567890123456
氏名又は名称	株式会社国税商事
代表者氏名	国税太郎
受付番号	202107212189451213519
受付日時	2021/07/21 16:54:51
納付先	国税納付専用
科目	源泉徴収税及復興特別所得税
申告区分	
課税期間	自 令和03年01月 至 令和03年06月
合計金額	83,400円
徴収品計算書の送付の要否	送付不要

ダイレクト納付

届出した銀行口座よりダイレクト納付を行うことができます。

① 今すぐに納付される方 納付日を指定される方

電子納税

「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。
(控えも取るか、印が押れることをお確かめください。)

収納簿記番号	99999
納付番号	利用者識別番号を入力してください。
確認番号	納付用確認番号を入力してください。
納付区分	1234567890
有効期限	令和03年06月30日
納付金額	83,400円

インターネットバンキングに電子納税を行う際は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。

② インターネットバンキング

クレジットカード納付

納付先	国税納付専用
納付金額	83,400円

クレジットカードにより納付を行う場合は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカードお支払サイト」で納付手続を行ってください。
なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税庁長官が指定した納付代行会社が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。

③ クレジットカード納付

ダイレクト納付 内容確認

ダイレクト納付を行います。

納付内容を確認してください。
銀行口座からの振替は、指定された納付日の朝から開始しますので、前日までご銀行口座の残高をご確認ください。
納付内容確認に選んだ場合は、延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

納付先	国税納付専用
科目	源泉所得税及復興特別所得税
申告区分	
課税期間(自)	令和03年01月
課税期間(至)	令和03年06月
登録名義	カブシキガイシャコソギコソギ
納付金額	83,400円

引当額と口座残高以下の金額口座より確保してください。

選択	金融機関名	振込種別	口座番号
<input checked="" type="radio"/>	国際銀行本店	普通預金	9999999
<input type="radio"/>	大手町銀行本店	普通預金	1234567

納付日時を選択してください。
納付日は、原則として納期前までしか指定できません。
納付日は、休日、振休日及び1月29日～1月31日は指定できません。

令和 年 月 日

上記内容を確認済み
上記登録内容で、納付を行いますか。

国税庁ホームページの年末調整特集ページ

The screenshot shows the website interface for the Japanese Tax Authority's year-end adjustment special page. At the top, there is a navigation bar with links for Home, Tax Information/Procedures/Papers, Publications, Laws, Notices, and Information about the Tax Authority. The main content area is titled "年末調整がよくわかるページ" (Year-end adjustment page that is easy to understand). A sidebar on the right offers navigation by user type: Individual, Corporate, and Source Deduction Obligor. The main content includes a "Notice" section with three bullet points regarding the 2022 year-end adjustment, a grid of 12 topic buttons (e.g., "Changes from last year", "Digitalization of year-end adjustment", "How to do year-end adjustment"), and a footer with a PDF viewer notice.

ホーム / 利用者別に調べる / 源泉徴収義務者の方 / 年末調整がよくわかるページ

年末調整がよくわかるページ

年調ソフト ダウンロードはこちら

【お知らせ】

- 令和2年の年末調整は改正事項が多いため、控除誤りなどにご注意ください。
- 令和2年度の各税務署主催の「年末調整等説明会」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全確保の観点から開催を中止しています。
- 年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種申告書など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

利用者別に調べる

- ▶ 個人の方
- ▶ 法人の方
- ▶ 源泉徴収義務者の方
 - 新着情報
 - 税制改正等の情報
 - 年末調整に関する情報
 - 一般的な情報
 - 専門的な情報

昨年から変わった点
給与所得控除・基礎控除・所得金額調整控除・合計所得金額要件
寡婦・ひとり親控除

年末調整の電子化
(年末調整の自動計算機能)

年末調整のしかた
(動画を見る)

年末調整のしかた
(冊子を見る)

各種申告書・記載例
(扶養控除等申告書など)

給与所得者向け
リーフレット

年末調整チェック表
(誤りやすい点)

年末調整に関するQ & A

源泉徴収票等の
法定調書の作成と提出

令和3年の源泉徴収
事務の留意事項

源泉所得税の納付は
ダイレクト納付が便利です！

※ 上記の項目部分をクリックすると、該当ページにジャンプします。
※ PDFファイルが開けない、印刷できないなどの場合はこちらをご覧ください

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、Adobeのダウンロードサイトからダウンロードしてください。